

大分県報

平成三十年
号外（五八）
七月六日

（金曜日）

目次

教育委員会規則

大分県営体育施設利用規則の一部改正……………

○教育委員会規則

大分県営体育施設利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月六日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第六号

大分県営体育施設利用規則の一部を改正する規則

大分県営体育施設利用規則（昭和五十四年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県立スポーツ施設利用規則

第一条中「大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例」を「大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」に、「大分県営体育施設」を「大分県立スポーツ施設」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第二条第一項の表以外の部分中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同項の表中

「体育施設」

を

「スポーツ施設」

に改め、同表の大分県立総合体育館（以下

「総合体育館」という。）の項の前に次のように加える。

大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）

午前八時三十分から午後九時まで

平成三十年七月六日

第二条第二項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）」に規定する休日（以下単に「休日」という。）を「休日」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

武道スポーツセンターの休業日は、次のとおりとする。

一 十二月二十九日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から一月三日まで

二 木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）」に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い

休日でない日）

休日でない日）

第四条第一項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、「ものは」の下に「武道スポーツセンター」を加え、「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、「ときは」の下に「武道スポーツセンター」を加え、「第五号様式」を「第六号様式」に改める。

第五条中「かわらず、」の下に「武道スポーツセンターの武道場又はトレーニングルームを個人で利用する場合及び卓球又はバドミントンを行うために多目的競技場を個人で利用する場合並びに」を加え、「及び卓球又は」を「卓球を行うために大体育室、小体育室又は剣道場を個人で利用する場合及び」に改める。

第六条を次のように改める。

（使用料の納期）

第六条 武道スポーツセンター又は総合体育館の利用の許可を受けたものは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可書の交付を受ける際、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可書の交付を受ける際、同条第十三条に規定する使用料を納入しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、教育委員会が指定する日までに納入することができる。

2 回数券により武道スポーツセンターのトレーニングルーム又は総合体育館のトレーニングルームを利用しようとする者は、回数券の発行を受ける際、同条第十三条に規定する使用料を納入しなければならない。

第七条第一項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、「ときは」の下に「武道スポーツセンター」を加え、「第五号様式」を「第六号様式」に改め、「ときは」の下に「武道スポーツセンター」を加え、「第五号様式」を「第六号様式」に改める。

大分県報号外（教育委規則）

大分県報号外（教育委規則）

式)により」を加え、「第六号様式」を「第八号様式」に、「第七号様式」を「第九号様式」に改め、同条第二項中「ときは」の下に、「武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書(第十号様式)を加え、「第八号様式」を「第十一号様式」に、「第九号様式」を「第十二号様式」に改める。

第八条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、「ときは」の下に、「武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用中止届(第十三号様式)により」を加え、「第十号様式」を「第十四号様式」に、「第十一号様式」を「第十五号様式」に改める。

第十条第一項及び第十二条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第十一号様式中「第11号様式」を「第15号様式」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第十号様式中「第10号様式」を「第14号様式」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第十四号様式とする。

第九号様式中「第9号様式」を「第12号様式」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第十二号様式とし、同様式の次に次の様式を加える。

第13号様式(第8条関係)

大分県立武道スポーツセンター利用中止届

年 月 日

殿

住所
申請者

氏名

【団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名】

郵便番号

電話番号() () —

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

利用の目的									
利用許可期間	年 月 日	曜日	午前 午後	時 分	～	年 月 日	曜日	午前 午後	時 分
利用許可のあつた施設									
利用中止の理由									
※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	第 号						
※ 納付済使用料	円								

注 ※印欄は、記入しないこと。

第八号様式中「第8号様式」を「第1号様式」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第十一号様式とす。第七号様式中「第7号様式」を「第9号様式」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第九号様式とし、同様式の次に次の同様式を加える。

第10号様式（第7条関係）

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書

第 年 月 日 号

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用の目的			
変更の内容			
使用料	納付済額	今回納付額	備考
	円	円	
使用料納付期限	年 月 日まで		
許可条件			

第六号様式中「第6号様式」を「第8号様式」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第八号様式とする。
第五号様式を次のように改め、同様式を第七号様式とする。

第七号様式（第7条関係）

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所
申請者
氏名

【団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名】
郵便番号
電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用の目的				
変更の内容				
変更の理由				
※承認年月日	年	月	日	※承認番号
※使用料				第 号
				円

注 ※印欄は、記入しないこと。

第四号様式中「第4号様式」を「第6号様式」とし、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」と改め、同様式を第六号様式とす。
 第三号様式中「第3号様式」を「第5号様式」とし、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」と改め、同様式を第五号様式とす。
 第二号様式中「第2号様式」を「第3号様式」とし、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」と改め、同様式を第三号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式 (第4条関係)

大分県立武道スポーツセンター利用許可書

第 年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のおつた大分県立武道スポーツセンターの利用については、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用施設名								
利用設備								
利用の目的								
利用の日時	年 月 日	曜日	午前 午後	時 分～	年 月 日	曜日	午前 午後	時 分
利用責任者の住所及び氏名	電話番号 () -							
入場料等の徴収の有無	有	無	入場料等の種類及び額	円	入場予定員	延	人	
積算内訳								
使用料	円							
使用料納付期限	(附属設備使用料については、別途通知します。)							
許可条件	年 月 日まで							

第一号様式中「第1号様式」を「第2号様式」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第二号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第1号様式（第4条関係）

大分県立武道スポーツセンター利用許可申請書

年 月 日

殿

住 所

申請者

氏 名

〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

郵便番号

電話番号（ ） —

下記のとおり大分県立武道スポーツセンターの施設を利用したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第1項の規定により申請します。

記

利用施設名						
利用設備						
利用の目的						
利用の日時	年 月 日	曜日	午前 午後	時 分～	年 月 日	午前 午後
利用責任者の住所及び氏名	電話番号（ ） —					
入場料等の徴収の有無	有	無	入場料等の種類及び金額	円	入場予定員	延 人
※許可年月日	年 月 日	※許可番号	第 号			
※使用料	円		積算内訳			

注 ※印欄は、記入しないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(平成三十年大分県条例第四十号)の施行の日から施行する。ただし、題名及び第一条の改正規定、第二条、第四条、第七条第一項及び第八条の改正規定(「体育施設」を「スポーツ施設」に改める部分に限る。)、第十条第一項及び第十二条の改正規定並びに第一号様式から第四号様式まで及び第六号様式から第十一号様式までの改正規定(「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大分県営体育施設利用規則第一号様式から第四号様式まで及び第六号様式から第十一号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。